

令和7年第4回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和7年12月1日招集

議案第 103 号

八潮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための制定

2 内 容

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、国の基準に準じて、次のとおりとする。

章（節）	主な項目
総則	最低基準の目的・向上
	最低基準と乳児等通園支援事業者
	乳児等通園支援事業者の一般原則
	乳児等通園支援事業者と非常災害
	安全計画の策定等
	自動車を運行する場合の所在の確認
	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件
	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則
	虐待等の防止
	衛生管理等
	食事
	乳児等通園支援事業所内部の規程
	乳児等通園支援事業所に備える帳簿
	秘密保持等
	苦情への対応
乳児等通園支援事業（通則）	乳児等通園支援事業の区分
乳児等通園支援事業（一般型乳児等通園支援事業）	設備の基準
	職員
	乳児等通園支援の内容
	保護者との連絡

乳児等通園支援事業（余裕活用型乳児等通園支援事業）	設備及び職員の基準
雑則	電磁的記録

(2) 次の事項について、市独自に定める。
市及び事業者が、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するための措置を講ずる規定を設ける。（第 28 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日
公布の日。ただし、3(2)は、令和 8 年 4 月 1 日

(2) 八潮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
規定の整備

議案第 104 号

八潮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

1 趣 旨

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための制定

2 内 容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、国の基準に準じて、次のとおりとする。

章（節）	主な項目
総則	一般原則
特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 （利用定員に関する基準）	利用定員に関する基準
特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 （運営に関する基準）	面談
	正当な理由のない提供拒否の禁止
	あっせん及び要請に対する協力
	乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認
	乳児等支援給付認定の申請に係る援助
	心身の状況等の把握
	特定教育・保育施設等との連携
	特定乳児等通園支援の提供の記録
	支払
	乳児等支援給付費の額に係る通知等
	特定乳児等通園支援の取扱方針
	特定乳児等通園支援に関する評価等
	相談及び援助
	緊急時等の対応
	乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知
	運営規程
	勤務体制の確保等
	利用定員の遵守
	掲示等
	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則

		虐待等の禁止
		秘密保持等
		情報の提供等
		利益供与等の禁止
		苦情解決
		地域との連携等
		事故発生の防止及び発生時の対応
		会計の区分
		記録の整備等
	雑則	電磁的記録等

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 105 号

八潮市部設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政組織とするための改正

2 内 容

(1) 部の名称の変更（第 1 条、第 2 条関係）

現 行	改正後
子ども家庭部	→ こども家庭部

(2) 生活安全部の分掌事務のうち交通政策に関することを都市整備部に移管する。（第 2 条関係）

(3) 市民活力推進部の分掌事務のうち消費に関することを生活安全部に移管する。（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 106 号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市認可外保育施設審議会及び八潮市立保育所入所選考委員会を廃止するための改正

2 内 容

八潮市認可外保育施設審議会及び八潮市立保育所入所選考委員会を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第 107 号

八潮市職員定数条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長の事務部局の職員及び教育委員会の事務部局の職員の定数を増員する等するための改正

2 内 容

(1) 職員の定数の増員（第2条関係）

	現 行	改正後
市長の事務部局の職員	535人	→ 550人
教育委員会の事務部局の職員	62人	→ 63人

(2) 定数に含めないこととした職員に係る取扱いの改正（第2条関係）

育児休業をしている等の理由により定数に含めないこととした職員が復職等することにより定数を超えるときは、1年を超えない期間に限り、当該職員を定数に含めないことができることとする。

(3) 規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第108号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

総支給割合を0.05月分引上げとし、令和7年度は12月期の支給割合を、令和8年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

	6月期	12月期	総支給割合
令和7年度（現行）	2.300	2.300	4.60（月分）
令和7年度（改定後）	改定なし	2.350	4.65（月分）
令和8年度以降	2.325	2.325	4.65（月分）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年度分は公布の日、令和8年度以降分は令和8年4月1日

(2) 適用日

令和7年度分は、令和7年12月1日

議案第 109 号

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

総支給割合を 0.05 月分引上げとし、令和 7 年度は 12 月期の支給割合を、令和 8 年度以降は 6 月期及び 12 月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

	6 月期	12 月期	総支給割合
令和 7 年度（現行）	2.300	2.300	4.60（月分）
令和 7 年度（改定後）	改定なし	2.350	4.65（月分）
令和 8 年度以降	2.325	2.325	4.65（月分）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年度分は公布の日、令和 8 年度以降分は令和 8 年 4 月 1 日

(2) 適用日

令和 7 年度分は、令和 7 年 12 月 1 日

議案第 1 1 0 号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の給与を改定するための改正

2 内 容

(1) 給料表の改定（別表第 1 関係）

初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても給料表の引上げ改定を行う。

① 初任給の引上げ

ア 大学卒 2 3 7, 6 0 0 円（+ 1 2, 0 0 0 円）

イ 短大卒 2 2 5, 6 0 0 円（+ 1 2, 0 0 0 円）

ウ 高校卒 2 1 3, 1 0 0 円（+ 1 2, 1 0 0 円）

② 給料表の改定率等

	引上げ額	改定率
全体（平均）	1 0, 8 1 2 円	3. 0 3 %
1 級（平均）	1 1, 0 0 3 円	4. 7 1 %
2 級（平均）	9, 5 1 8 円	3. 3 8 %
3 級（平均）	9, 7 9 0 円	3. 0 3 %
4 級（平均）	1 0, 4 7 0 円	2. 9 0 %
5 級（平均）	1 0, 8 5 4 円	2. 8 6 %
6 級（平均）	1 1, 1 7 8 円	2. 7 7 %
7 級（平均）	1 1, 9 4 0 円	2. 7 2 %
8 級（平均）	1 2, 9 6 6 円	2. 7 9 %

(2) 通勤手当の改定（第 1 0 条関係）

自動車等使用者における通勤手当について、片道 1 0 キロメートル以上の距離区分の手当額の改定を行う。

距離区分 (片道)	現行	改定後
1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満	7, 1 0 0 円	7, 3 0 0 円
1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満	1 0, 0 0 0 円	1 0, 4 0 0 円
2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満	1 2, 9 0 0 円	1 3, 5 0 0 円

25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円	16,600円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円	19,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円	22,800円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円	25,900円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円	29,100円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円	32,300円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円	35,500円
60キロメートル以上	31,600円	38,700円

(3) 宿日直手当の改定（第17条関係）

勤務1回に係る支給額の改定を行う。

現 行 改定後

4,400円 → 4,700円

(4) 期末手当・勤勉手当の改定（第17条の2、第17条の5関係）

総支給割合を0.05月分引上げとし、令和7年度は12月期の支給割合を、令和8年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

① 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	1.250	1.250	2.500	4.60 (月分)
	勤勉手当	1.050	1.050	2.100	
令和7年度 (改定後)	期末手当	改定なし	1.275	2.525	4.65 (月分)
	勤勉手当	改定なし	1.075	2.125	
令和8年度 以降	期末手当	1.2625	1.2625	2.525	4.65 (月分)
	勤勉手当	1.0625	1.0625	2.125	

② 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	1.050	1.050	2.100	4.60 (月分)
	勤勉手当	1.250	1.250	2.500	

令和7年度 (改定後)	期末手当	改定なし	1. 0 7 5	2. 1 2 5	4. 6 5 (月分)
	勤勉手当	改定なし	1. 2 7 5	2. 5 2 5	
令和8年度 以降	期末手当	1. 0 6 2 5	1. 0 6 2 5	2. 1 2 5	4. 6 5 (月分)
	勤勉手当	1. 2 6 2 5	1. 2 6 2 5	2. 5 2 5	

③ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	0. 7 0 0	0. 7 0 0	1. 4 0 0	2. 4 0 (月分)
	勤勉手当	0. 5 0 0	0. 5 0 0	1. 0 0 0	
令和7年度 (改定後)	期末手当	改定なし	0. 7 2 5	1. 4 2 5	2. 4 5 (月分)
	勤勉手当	改定なし	0. 5 2 5	1. 0 2 5	
令和8年度 以降	期末手当	0. 7 1 2 5	0. 7 1 2 5	1. 4 2 5	2. 4 5 (月分)
	勤勉手当	0. 5 1 2 5	0. 5 1 2 5	1. 0 2 5	

④ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	0. 6 0 0	0. 6 0 0	1. 2 0 0	2. 4 0 (月分)
	勤勉手当	0. 6 0 0	0. 6 0 0	1. 2 0 0	
令和7年度 (改定後)	期末手当	改定なし	0. 6 2 5	1. 2 2 5	2. 4 5 (月分)
	勤勉手当	改定なし	0. 6 2 5	1. 2 2 5	
令和8年度 以降	期末手当	0. 6 1 2 5	0. 6 1 2 5	1. 2 2 5	2. 4 5 (月分)
	勤勉手当	0. 6 1 2 5	0. 6 1 2 5	1. 2 2 5	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(4)の令和8年度以降に係る部分は令和8年4月1日

(2) 適用日

2(1)～(3)は令和7年4月1日、2(4)の令和7年度に係る部分は令和7年12月1日

議案第 1 1 1 号

八潮市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

こども医療費の受給資格に係る規定の整備をするための改正

2 内 容

こども医療費の受給資格に係る規定の整備

- (1) 他の都道府県又は市区町村が実施する医療費助成を受けている者を支給の対象外とすることを明確化する。(第2条関係)
- (2) 受給資格者の要件に日本国内に住所を有することを加える。(第2条関係)
- (3) 対象となるこどもの保護者同士の生計が同じでない場合であって、一方の保護者のみこどもと同居し生計を同じくしている場合、その者を生計維持者とみなして受給資格者としてすることとする。(第4条関係)

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 2 号

八潮市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、八潮市子ども・子育て支援審議会の所掌事務に乳児等通園支援事業の認可に関する事等を加えるための改正

2 内 容

審議会の所掌事務に乳児等通園支援事業の認可に関する事等を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 3 号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、地域型保育事業の利用乳幼児の健康診断の取扱いを改める等するもの

2 内 容

(1) 児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整備（第 1 2 条関係）

(2) 地域型保育事業の利用乳幼児の健康診断の取扱いの改正（第 1 7 条関係）

地域型保育事業者に義務付けられている利用乳幼児に対する健康診断について、乳幼児健康診査等の内容が当該健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、その結果を当該事業者が把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

(3) 家庭的保育者の資格要件等の改正（第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条関係）

地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、家庭的保育者の資格要件等において、地域限定保育士を保育士とみなすこととする。

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 4 号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項の整備等をするための改正

2 内 容

- (1) 児童福祉法等の一部改正に伴う引用条項の整備
- (2) 規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 5 号

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
学童保育指導員の資格要件を改める等するもの

2 内 容

(1) 学童保育指導員の資格要件の改正（第 1 0 条関係）

地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、学童保育指導員の資格要件に
おいて、地域限定保育士を保育士とみなすこととする。

(2) 児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整備（第 1 2 条関係）

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 6 号

八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

粗大ごみ等の手数料の額を改定するための改正

2 内 容

粗大ごみ等の手数料の額を改定する。

		現 行	改定後
粗大ごみ又は多量ごみ	市長の指定する場所へ搬入する場合	10キログラムにつき 150円	10キログラムにつき 250円（スプリング入りマットレスが含まれている場合は、1点につき2,000円を加算して得た額）
	市が戸別収集する場合	市長の指定する場所へ搬入する場合の手数料の額に収集運搬料600円を加算して得た額	市長の指定する場所へ搬入する場合の手数料の額に収集運搬料800円を加算して得た額
事業活動によって生じた一般廃棄物		10キログラムにつき 210円	10キログラムにつき 315円

※ 粗大ごみ又は多量ごみの改定後の手数料には消費税及び地方消費税を含む。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 7 号

八潮市知的障害者生活サポートセンター条例を廃止する条例

1 趣 旨

八潮市知的障害者生活サポートセンターを廃止するもの

2 内 容

八潮市知的障害者生活サポートセンターの廃止

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日